平成 23 年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率

審査意見書

平成 24 年 10 月

大 阪 府 監 査 委 員

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成23年度一般会計、特別会計決算及び各公営企業会計の決算に基づく、 健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び 将来負担比率)及び資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載 した書類を対象に審査した。

2 審査の手続

この健全化判断比率審査は、知事から提出された健全化判断比率、資金 不足比率の算定書及びその根拠資料に基づき、

- (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に準拠して、健全化判断比率及び資金不足比率が正確に算定されているか
- (2) これらの算定の基礎となる事項を記載した書類(算定様式)が誤りなく作成されているか

を主眼として実施した。

第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りなく作成されているものと認めた。 なお、実質赤字、連結実質赤字及び資金不足は生じていなかった。

【参考】

健全化判断比率(平成	前年度	<u> </u>	
実質赤字比率	-	_	
連結実質赤字比率	-	_	
実質公債費比率	18.4%	17.6%	
将来負担比率	254.7%	266.8%	

早期健全	化基準
3.	7 5 %
8.	7 5 %
	25%
4	00%

(注) 「-」は実質赤字または連結実質赤字が生じていないことを示す。

【余字】

資金不足比率(平成23年度)				
_	_			
_	_			
_	_			
_	_			
_	_			
_	_			
	- - - -			

【多传】			
経営健全化基準			
20%			

- (注1) 「-」は資金不足が生じていないことを示す。
- (注2) 大阪府地域整備事業会計は平成23年度末をもって事業を終了した。

第3 留意事項

実質公債費比率について

平成23年度の実質公債費比率は18.4%と早期健全化基準を下回っているものの、準元利償還金の増加等により昨年度よりも0.8%増加し、悪化傾向にある。

地方債の発行については、実質公債費比率が 18%以上となった場合、起 債にあたって国の許可が必要となり、その前提として公債費負担適正化計画 の自主策定が求められている。平成 23 年度、大阪府の実質公債費比率は初 めてこの水準を超過することとなった。

平成24年7月に公表した「今後の財政収支の見通し〔粗い試算〕24年7月版」によれば、早期健全化基準以上にならないようにするための対応策をとらなければ、実質公債費比率は平成29年度において早期健全化基準を上回り、その後、平成31年度には当該基準を下回るものの、平成36年度には再度当該基準を上回る見通しとなっている。

早期健全化基準を上回らないためには、平成25年度から平成28年度までの間に1,270億円の減債基金の復元が必要であり、大阪府財政運営基本条例に基づいてこれを着実に実施していくことが必要である。

今後の実質公債費比率の推移には十分留意する必要がある。

第4 各比率の状況について

1 実質赤字比率について

一般会計及び一般会計に属する特別会計を合わせた一般会計等の実質収 支額は次のとおりである。

(単位:百万円)

	Δ =1 Ø		実質収支額			
	会 計	名		平成 22 年度	平成 23 年度	増減額
_	般	会	計	25, 739	10, 544	△15, 195
	就農支援資	金等特別:	会計	0	0	0
_	関西国際空港	関連事業特別	会計	0	0	0
般	不動産調	達特別会	計	84	84	0
計	公 債 管 理	望特別会	計	1, 255	955	△300
に属	市町村施設整備資金特別会計		会計	2	508	506
般会計に属する特別会計	証紙収入金整理特別会計		329	322	△7	
特	母子寡婦福祉	业資金特別	会計	0	0	0
別会	中小企業振興資金特別会計		0	0	0	
計	沿岸漁業改善	善資金特別	会計	0	0	0
	林業改善資	登金特別:	会計	0	0	0
	合	計	_	27, 409	12, 413	△14, 996

(注) 四捨五入により、差し引き及び合計は一致しない。

なお、一般会計の実質収支額は、前年度の 25,739 百万円から 10,544 百万円となり、一般会計等の実質収支額は、前年度の 27,409 百万円から 12,413 百万円となり、14,996 百万円減少している。

2 連結実質赤字比率について

一般会計等と公営企業会計の実質収支及び資金収支額は次のとおりであ る。

(単位:百万円)

Δ =1 Ø			実質収支及び資金収支額		
		会計名	平成 22 年度	平成 23 年度	増減額
_	j	般 会 計 等	27, 409	12, 413	△14, 996
		大 阪 府 水 道 事 業 会 計	34, 940	-(注3)	△34, 940
地		大阪府工業用水道事業会計	7, 756	-(注3)	△7, 756
方	法適用	大阪府中央卸売市場事業会計	988	1, 134	146
公		大阪府地域整備事業会計	0	0	0
営		大阪府まちづくり促進事業会計	2, 996	3, 591	595
企	法非適用	流域下水道事業特別会計	1, 117	941	△176
業	1471 2711	港湾整備事業特別会計	0	0	0
		箕面北部丘陵整備事業特別会計	0	0	0
		슴 計	75, 206	18, 080	△57, 126

- (注1) 四捨五入により、差し引き及び合計は一致しない。
- (注 2) 地方公営企業法の適用を受ける公営企業会計を「法適用」、同法の適用を受けない公営 企業会計を「法非適用」としている。
- (注3) 地方公営企業の大阪府水道事業会計及び大阪府工業用水道事業会計は、平成23年4月1 日より大阪広域水道企業団に移行している。

一般会計等の実質収支が 14,996 百万円悪化したことに加え、平成 23 年度から大阪府水道事業会計及び大阪府工業用水道事業会計が大阪広域水道企業団に移行したことにより、連結ベースの実質収支は、前年度の 75,206 百万円から 18,080 百万円となり、57,126 百万円悪化している。

3 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、地方自治体における一般財源の規模に対する公債費の割合のことである。実質公債費比率は過去3年度の単年度の実質公債費比率の平均値であるが、平成20年度から平成23年度における単年度の実質公債費比率及び実質公債費比率の状況は次のとおりである。

(単位:百万円)

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	備考
地方債の元利償還金	252, 644	244, 572	243, 150	252, 926	
準 元 利 償 還 金	203, 297	203, 512	214, 700	237, 588	(注2)
特 定 財 源	47, 007	37, 158	39, 160	43, 770	
算 入 公 債 費 等	180, 121	179, 474	183, 123	188, 428	
標 準 財 政 規 模 の 額	1, 510, 480	1, 468, 079	1, 499, 341	1, 516, 144	
実質公債費比率(注 1)	17. 1%	17. 9%	17. 8%	19. 4%	
平成 22 年度実質公債費比率	17. 6%			_	
平成 23 年度実質公債費比率	_		18. 4%		

- (注1) 各単年度の実質公債費比率
- (注 2) 府債総額の増加に伴う満期一括地方債の1年当たり元金償還金相当額の増加や大阪 府地域整備事業会計の廃止に伴う同特別会計への繰出金の増加などにより、前年度 比 22,889 百万円の増加となっている。

平成23年度決算に基づく実質公債費比率(平成21年度から平成23年度までの単年度の実質公債費比率の平均値)は前年度(平成20年度から平成22年度までの単年度の実質公債費比率の平均値)の17.6%より0.8%増加し、18.4%となっている。単年度実質公債費比率についても、平成23年度は19.4%であり平成22年度の17.8%より1.6%増加しており、今後、実質公債費比率の悪化傾向が継続することに留意する必要がある。

4 将来負担比率について

将来負担比率は、平成 22 年度の 266.8%よりも 12.1%改善し、254.7% となっている。これは、地方債の現在高が増加し、将来負担額が 120,191 百万円増加した一方で、充当可能基金、基準財政需要額算入見込額などの充当可能財源等の額が 250,696 百万円増加したことにより、将来負担額から充当可能財源等を控除した分子の額が、前年度の 3,512,582 百万円から 3,382,077 百万円となり、130,505 百万円減少したことによるものである。 さらに、標準財政規模の増加により、分母の額が前年度より 11,497 百万円増加したことも将来負担比率が改善した要因となっている。

以上のように将来負担比率は改善しているものの、将来負担額そのものは増加している点に留意する必要がある。

将来負担額と充当可能財源等の内訳は次のとおりである。

(単位:百万円)

_	負担	旦見込額・控隊	 涂額		
項目	平成 22 年度	平成 23 年度	増減額	主な内訳	
地方債の現在高(一般 会計等)	5, 415, 645	5, 601, 778	186, 133		
債務負担行為に基づ く支出予定額	91, 399	80, 827	△10, 572	府立大学施設整備事業 13,811 泉州東部農用地整備事業 9,023 公共用地先行取得事業 33,593 待機宿舎 PFI 整備事業 9,605	
公営企業債等繰入見 込額	208, 940	203, 950	△4, 990	流域下水道事業 182,688港湾整備事業 7,447箕面北部丘陵整備事業 13,482	
退職手当負担見込額	739, 583	701, 590	△37, 994		
設立法人の負債額等 負担見込額	166, 856	154, 470	△12, 386	育英会20,904住宅供給公社11,680産業振興機構22,500産業基盤整備協会11,709信用保証協会83,328	
将来負担額 A	6, 622, 423	6, 742, 614	120, 191		
充当可能基金	378, 299	459, 154	80, 855	財政調整基金 138,534 減債基金 281,428	
充当可能特定歳入	441, 517	462, 864	21, 347	転貸債に係る償還金 121,316 府営住宅賃貸料 290,756	
基準財政需要額算入 見込額	2, 290, 026	2, 438, 519	148, 493		
充当可能財源等 B	3, 109, 841	3, 360, 537	250, 696		
A-B	3, 512, 582	3, 382, 077	△130, 505		

⁽注) 四捨五入により、差し引き及び合計は一致しない。

5 資金不足比率について

各公営企業会計とも資金不足額は生じておらず、実質収支又は資金収支の状況は次のとおりとなっている。

(単位:百万円)

	企業会計名	資金不足額	資金不足比率	資金剰余額
法	大阪府中央卸売市場事業会計	ı	-	1, 134
適	大阪府地域整備事業会計	ı	_	0
用	大阪府まちづくり促進事業会計	ı	_	3, 591
法	流域下水道事業特別会計	-	_	941
法非適用	港湾整備事業特別会計	ı	_	0
用	箕面北部丘陵整備事業特別会計	1	_	0

(注) 宅地造成事業を行う企業会計は、剰余金を生じていても企業債残高が剰余金を上回る場合には、剰余金なしとみなされる。

以上